**平成２１年（フ）第２０号**
仙台市宮城野区南目館１番１号　東北方面会計隊、開始決定時の住所山形県寒河江市本町３丁目11番１号
破産者　安孫子　度
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第１８６号**
山形市宮町１丁目７番25号
破産者　秋葉　昭吾
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第２９８号**
川崎市川崎区日進町37番地３　市営住宅902
破産者　湊　ミハ子
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２２年（フ）第２９９号**
川崎市川崎区元木２丁目３番10号　小田嶋荘203
破産者　大谷　昭吉
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２２年（フ）第４０１号**
川崎市宮前区馬絹1236番地42
破産者　富樫　佳子
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２２年（フ）第５７号**
金沢市出雲町イ152番地１、開始決定時の住所金沢市松村２丁目369番地
破産者　キタミチ商店こと　北道　　洋
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

**平成２２年（フ）第１５６号**
静岡市駿河区用宗１丁目22番15―103号、旧住所静岡市駿河区登呂６丁目16番19―101号
破産者　塩坂　　修
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第７６１号**
愛知県半田市白山町３丁目13番地の１、開始決定時の住所愛知県知多郡南知多町大字内海字馬場80番地の１
破産者　エイショーグリーンこと　吉田　英章
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第７３７号**
名古屋市北区金城１丁目２番Ｃ―501号　中富住宅
破産者　森川　弘國
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第６２２２号**
神戸市垂水区狩口台４―43―406、開始決定時の住所大阪府豊中市東泉丘１丁目４番６―808号
破産者　府川　和久
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第１１３５号**
兵庫県西宮市西宮浜４丁目８番３―904号、前住所大阪府吹田市山田東１丁目33番Ｃ―214号
破産者　河原　　忠
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第６８号**
福岡県久留米市国分町1216―３　ルネス国分707
破産者　浦本　光雄
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２１年（フ）第４２９号**
北海道函館市亀田町７番５号、開始決定時の住所北海道亀田郡七飯町字上藤城368番地の70
破産者　瀬野　昭雄
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

**平成２１年（フ）第３６３号**
神奈川県横須賀市久里浜３丁目27番25号
破産者　林　　孝幸
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２１年（フ）第２０８号**
新潟県十日町市高山29番地23
破産者　渡邉　賢二
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２１年（フ）第１７３号**
石川県能美市出口町イ26番地
破産者　東　　文子
1　決定年月日　平成22年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部